

## 独立行政法人労働者健康安全機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2019 年〇月〇日

厚生労働大臣 根本 匠

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国における労働災害発生状況は長期的には減少傾向にあり、死亡者数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとは言い難い。また、第三次産業の労働災害が増加傾向にあることや、少子高齢化の進展に伴い、若年層と比較して体力・体調面等において課題を抱えていることの多い高齢の労働者が増加傾向にあることもあり、死傷者数が急激に減少するような事態は期待できない状況にある。

また、平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）によると職場で強いストレスを感じる労働者が約 6 割に上り、少子高齢化やこれに伴う就業者数の減少が見込まれる中で、労働者が健康で安全に就労を継続することの重要性が高まっている。

こうした中で、平成 30 年 6 月 29 日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、現行の雇用関係の施策に加え、治療と仕事の両立等が新たに規定されることとなった。

さらに、オルトートルイジンや MOCA の取扱事業場における膀胱がんの集団発生や吸入性有機粉じんによる肺疾患の集団発生など、従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

このような状況の下、機構は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究、臨床、治療就労の両立支援及び未払賃金の立替払等の事業を行い、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター等の施設の運営等を行い、職場における労働者の健康及び安全の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図ることを期待する。

（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ（略）

## 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号に規定される中期目標の期間は、2019年4月から2024年3月までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号に規定される国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項

#### 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

国が労働安全衛生施策を推進するためには、科学的知見の収集や諸外国の最新の動向の把握が不可欠であり、国の労働災害防止計画で示された課題の解決に向けて、機構には、労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割が求められている。

また、行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究等の実施についても、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に引き続き取り組む必要がある。このような機構の社会的使命を果たすため、研究事業については以下のとおり実施するものとする。

#### (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

機構が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、現時点では想定していない様々な政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、労働現場のニーズや実態を的確に把握した上で、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

#### ア プロジェクト研究

労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集することを目的として、以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点

- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点
- ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点

#### イ 協働研究

安衛研が有する労働災害防止に係る基礎・応用研究機能、労災病院が有する臨床研究機能、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。前中期目標における「重点研究」の連携対象となる機能等の幅を拡充させたもの。研究テーマについては、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカム）に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、せき損等の予防及び生活支援策に関する研究、産業中毒の予防及びばく露評価に関する研究等、機構内の複数の施設が連携することにより相乗効果が期待されるものについて設定すること。

#### ウ 基盤的研究

将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

#### エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。

また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。

協働研究の実施に当たっては、関係する施設等で構成する協議会等を設置し、電子（WEB）会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎・応用研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。

さらに、大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障

害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。

なお、開発した機器等については、特許の取得、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。

過労死等防止調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、社会科学系の他の研究機関との連携を図り、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。

また、調査研究によって構築したデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失することがないように、適切に維持・保管するための措置を講ずること。

#### 【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

#### (2) 労災疾病等に係る研究開発の推進

依然として、多くの労働災害が発生している疾病、又は勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

ア 労災疾病等の原因と診断・治療

イ 労働者の健康支援

ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

また、過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。

#### (3) 研究の実施体制等の強化

ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。

イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化する観点から、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。具体的には、引き続き客員研究員やフェローの活用を進め、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるようにすること。また、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることから、研究者等を海外から招へいするとともに、機構の研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究に関する知識・経験の取り入れを推進すること。

エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究についても積極的に推進すること。

オ 化学物質の危険・有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究・試験、化学物質の危険・有害性や予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。

カ 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴、両立支援データベースの整備・活用等に取り組むこと。

#### (4) 国際貢献、海外への発信

海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に影響を与えることもあることから、労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。

また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。

さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。

#### (5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大

綱的指針」(平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。

ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得ること(成果ごとに、5 点(優れている)、4 点(やや優れている)、3 点(概ね妥当である)、2 点(やや劣っている)、1 点(劣っている))。

イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。

#### 【重要度：高】

業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要である。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要である。

#### (6) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定・改正等に積極的に貢献すること。

中期目標期間中における労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献については、50 件以上とすること。

#### 【目標設定等の考え方】

法改正など大規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件以上としている。

イ 労働者の健康・安全に関する調査及び研究の成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。

中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を 1,200 万回以上とすること。

#### 【目標設定等の考え方】

平成 29 年度実績の 240 万回を踏まえ、その 5 倍の 1,200 万回以上としている。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内基準、国際基準の制改定に積極的に貢献するとともに、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。

## 2 労働災害の原因調査の実施

労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。

このため、引き続き、安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに行政に報告を行うこと。

また、行政が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理・分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

評価に当たっては、災害調査報告、鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

## 3 化学物質等の有害性調査の実施

中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有

害性の調査を計画的に実施すること。

また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。

化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1（6）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

安衛法第57条の5に規定する化学物質の有害性調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要するがん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

**【重要度：高】**

日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。

#### 4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。

##### （1）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供

疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（勤労者医療）については、地域・職域保健との密接な連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。

特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。

##### （2）地域医療への貢献

労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。

また、労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど



地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績 紹介率（平均）71.7%、逆紹介率（平均）60.2%】

#### 【目標設定等の考え方】

地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。

#### （3）大規模労働災害等への対応

労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

#### （4）医療情報の ICT 化の推進

医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図ること。

また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。

#### （5）患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

そのため、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上（※）の満足度を確保すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。

【※：平成 29 年度実績 84.2%】

#### （6）治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 20,900 件以上（※）確保すること。

【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4,187 件】

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

**【重要度：高】**

労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。

5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する視点を持ち、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供、その他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実・強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）や労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

## (1) 産業医・産業保健関係者への支援

### ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識、指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム、実施体制の見直しを図ること。

その際、現場ニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果を検討することにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

なお、嘱託産業医については、その多くが医師としての診療を行う傍らで産業医活動に従事しており、必要な知識は有しているものの、資質向上の場が十分でないこと等から、事業者や産業保健スタッフの期待に応えきれない場合がある。このため、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮すること。

また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図ること。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討を行うこと。

### イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備

産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医（以下「登録産業医」という。）や保健師（以下「登録保健師」という。）が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。

また、地域の産業医のネットワークを構築する方策について検討を行うこと。

### ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備

事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討すること。

また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図ること。

## (2) 事業場における産業保健活動の支援

### ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

なお、研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮すること。

#### イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応に的確に応じること。

また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること（※）。

なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用すること。

【※：年間目標値 122,600 件】

#### 【目標設定等の考え方】

産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成 29 年度実績（43,240+73,549 件=116,789 件）の 5%増を第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。

#### ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

地域窓口に対する小規模事業場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化、効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。

また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充すること。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組むこと。

#### エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討すること。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討すること。

#### (3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェッ

ク結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践・普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。

#### (4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進

##### ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等

産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

##### イ インターネットの利用等による情報提供

インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供すること。

また、機構の各種研究成果等の提供に当たっては、更なる情報の質の向上、利便性の向上に配慮すること。

さらに、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組むこと。

#### (5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※1）を80%以上確保すること。

また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること（※2）。

【※1：平成29年度実績 93.9%（研修受講者）、94.7%（相談利用者）】

【※2：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成29年度実績 84.3%】

#### 【目標設定等の考え方】

平成29年度実績（研修93.9%及び相談94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定したものである。また、具体的に改善事項がみられる（なんらかの改善につながった）割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。

【難易度：高】

働き方改革を推進するための労働基準法や労働安全衛生法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、事業の充実・強化等の見直しを行うことが求められている。その際、事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められている。

また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験・情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

### （1）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。

両立支援の実践において収集した事例については、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。

医療機関向けマニュアル（平成 29 年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析・評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。

## (2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識・理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等に対する相談、支援及び③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。

この実施に当たっては、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図ること。

この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図ること。

## (3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社などのコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成・配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すこととされていることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施すること。

また、研修の受講終了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施すること。

### 【重要度：高】

本事業を実施することで政府が推進する働き方改革実行計画における会社の意識改革と受入れ体制の整備及び主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進が図られ、労働者の健康確保や継続的な人材の確保及び生産性の向上につながるものである。

### 【難易度：高】

政府が推進する働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立を推進するため、経営トップ、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことが求められていることに加え、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築することが求められており、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、病気に対す

る正しい知識が必ずしも社会全体に共有されていないことや中小企業での困難性、企業と医療の情報共有不足等の課題が存在するため。

## 7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上(※)確保すること。

また、治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析の上、職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。

さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器などの新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

【※：平成26年度から平成29年度までの実績 医療リハビリテーションセンター（平均）91.7%、総合せき損センター（平均）82.0%】

## II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項

### 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施

#### (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で20日以内(※)を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

【※：平成26年度から平成29年度までの実績（平均）17.0日】

#### 【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である25日以内から5日の短縮となる20日以内を第4期中期目標期間の目標として設定したものである。

#### (2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

#### 【重要度：高】

「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、



労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」（平成 27 年 4 月）においては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たり「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。

## 2 納骨堂の運營業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年 90%以上（※）得ること。

【※：平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）94.5%】

【目標設定等の考え方】

前中期目標期間の実績をもとに、第 4 期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】

納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。

毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第 13 次労働災害防止計画」（平成 30 年 2 月 28 日厚生労働大臣策定）の計画の重点事項の「（6）企業・業界単位での安全衛生の取組の強化」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップによる積極的な取組を推進する上で重要であるため。

## 第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号に規定される業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 業務の合理化・効率化

機構における「働き方改革」の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、機構の給与水準について、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。

さらに、電子（WEB）会議を推進するとともに、電子決裁の活用等により、更なる業務の効率化を図ること。

## 2 機動的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

## 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

### (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については5%程度の額を、それぞれ削減すること。

特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。

### (2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

### (3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行

- う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。
- エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号に規定される財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

### 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

### 3 労災病院の経営改善

#### (1) 独立行政法人国立病院機構との連携等

全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下、「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。

#### (2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

#### (3) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

#### (4) 医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

#### 4 保有資産の見直し

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

(2) 特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 人事に関する事項

##### (1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

##### (2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

機構においては、女性や障害者がある能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。

さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。

##### (3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師など、高度な専門性の下に多職種による連携・協働ができる専門職種の育成・研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、よ

り一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上（※）とすること。

【※：平成 27 年度から平成 29 年度の全国平均 89.7%】

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

## 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理を行うこと。

## 3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。

## 4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

## 5 情報セキュリティ対策の推進

機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないように、対

策を講じること。

また、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。

さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。

#### 6 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。